

曾和インター信濃町線 1 号（有明大橋）他 低濃度 PCB 廃棄物

収集運搬・処分業務委託 仕様書

（目的）

第 1 条 新潟市が行う橋梁の補修工事で発生した、低濃度ポリ塩化ビフェニルが含有する汚染物（以下「PCB 汚染物」という。）の収集運搬及び処分について、新潟市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）が業務を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものである。

（業務内容）

第 2 条 乙は、甲が保管する PCB 汚染物の収集運搬及び処分を行う。

2 乙は、本条第 1 項の実施にあたり必要とされる協議、事務手続等を実施しなければならない。

3 乙は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の送付等について、適切に管理し実施するものとする。

（履行期間）

第 3 条 履行期間については下記のとおりである。

契約の日から令和 6 年 3 月 15 日まで

（産業廃棄物の受渡場所）

第 4 条 PCB 汚染物の受渡場所（保管場所）は、新潟市西蒲区旗屋 585 番地 1（新潟市 西蒲区 役所 西川出張所 敷地内倉庫）とし、甲の立会いのもと、運搬車両に積込むものとする。

（PCB 汚染物の性状、保管状態、数量、その他）

第 5 条 甲が保管する PCB 汚染物の性状、保管状態、予定数量は、次に示すとおりとする。

一 塗膜くず（乾燥塗膜）、廃プラスチック類（塗膜くず付着）

二 ドラム缶（200 リットル）に分割して保管しており、ドラム缶も処分とする。

三 数量

有明大橋 7.06 トン（ドラム缶 61 本）

堀 割 橋 5.29 トン（ドラム缶 44 本）

四 その他 参考資料 1～10 を参照

（PCB 汚染物の搬出日及び搬出時間）

第 6 条 甲が保管する PCB 汚染物を保管場所から搬出する時間については、原則として甲の開庁日午前 9 時から午後 3 時までとし、詳細については甲乙協議のうえ決定する。

（運搬車両）

第 7 条 産業廃棄物（PCB 汚染物）の運搬に使用する車両は、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可または大臣認定証の収集運搬が可能なものとする。また、収集運搬中に雨水の浸入及び産業廃棄物の飛散防止のため、荷台に全面シート掛け等が施される車両を用いることとする。

(数量の確認)

第8条 引き渡し数量の確認は、乙のトラックスケール又はクレーンスケール（計量検定済、最小目盛 10kg）を用いて行うものとし、その計量結果はマニフェストに記載され乙に交付されるものとする。

2 前項の計量場所は、処分業者施設を基本とし、これにより難しい場合は甲と協議を行うものとする。

(委託料の支払)

第9条 乙は、最終処分終了後すみやかに、甲に履行届を提出しなければならない。

2 甲が前項の報告等を適正と認めたときは、乙は甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。ただし、1円未満は切捨てるものとする。

3 甲は、前項の委託料の請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(搬出場所の現場確認等)

第10条 乙は、業務を開始するまでに、搬出場所の現場注意事項、搬出手順等の確認のための事務内容について事前に甲と協議を行うものとする。

(公害の防止)

第11条 乙は、その業務の実施にあたり公害を発生させた場合は、直ちに適切な措置を講ずるとともに甲に報告するものとする。

2 前項の事態により第三者に損害を与えたときは、乙は自己の責任においてこれを解決しなければならない。

(調査等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙の業務の実施状況及び最終処分状況について随時調査を行い、乙に対して所要の報告、資料の提出及び必要な事項を指示することができるものとする。

(法令の遵守)

第13条 業務の履行にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、道路交通法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、会社更生法、民事再生法、新潟市の関係する条例・規則他、低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン、日本国における関係法令等に従い適切に行わなければならない。

(その他)

第14条 甲は、契約終了後、この契約についての業務評価を実施するものとする。